

JIS

電子式金銭登録機用語

JIS B 0115-1991

(1997 確認)

(2003 確認)

(2008 確認)

平成 3 年 8 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 40.3.1 改正：平成 3.8.1

官 報 公 示：平成 3.8.16

原案作成協力者：社団法人 日本事務機械工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 一般機械部会（部会長 鶴戸口 英善）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（☎ 100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電子式金銭登録機用語 B 0115-1991

Electronic cash registers — Vocabulary

1. 適用範囲 この規格は、電子式金銭登録機に関する用語について規定する。

2. 分類 用語の分類は、次による。

- (1) 名称に関する用語
- (2) 機能・構造に関する用語
 - (a) 登録、訂正、キー入力、表示、その他に関する用語
 - (b) 印字に関する用語
 - (c) 合計器に関する用語
 - (d) 引出し・キャビネットに関する用語
- (3) システムに関する用語

3. 用語及び定義 用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、対応英語を参考として示す。

備考 用語及び対応英語で括弧を付けてある部分は、紛らわしくない場合に用いてもよい。

(1) 名称に関する用語

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
1001	電子式金銭登録機	取引の記録、演算、金銭管理などを電子的操作で行う機械。情報の収集及び分類集計機能を備えたものもある。 備考 電子レジスタ又はECRともいう。	electronic cash register, ECR
1002	独立形電子式金銭登録機	単独で機能する電子式金銭登録機。	electronic cash register (stand alone type)
1003	システム形電子式金銭登録機	クレジットオーソリゼーション、オンライン処理、マスタ/サテライトなどのシステムを構築できる電子式金銭登録機。	electronic cash register (for system use)
1004	端末機形電子式金銭登録機	スキャナなどをもち、ストアプロセッサなどと接続して単品情報管理を行うための端末機。 備考 POSターミナルともいう。	POS terminal
1005	ストアコントローラ形電子式金銭登録機	ストアコントローラの機能をもつPOS端末機。 備考 スタアコントローラ機能付きPOSターミナルともいう。	POS terminal (store controller type)